# 令和6年度小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会 第1回臨時会会議録

- 1 開催日時 令和6年4月22日(月)午後2時20分から午後2時47分ま で
- 2 開催場所 小牧岩倉エコルセンター 2階研修室
- 3 出席委員

松井 隆明 委員長 入江 慎介 副委員長 松井 義夫 委員 高田 良 委員 余語 正義 委員 木村 信昭 委員 倉知 正人 委員 伊藤 英二 委員 松浦 裕昭 委員 井上 功 委員 稲垣 貴宣 委員 山崎 豊 委員 新屋 大輔 委員 河村 典久 委員(学識経験者) 梅村 知成 委員 伊藤 新治 委員 秋田 伸裕 委員

## 欠席委員

なし

## 事務局

竹內隆正事務局長熊崎礎功業務課長櫻井晃生総務課長服部和宏業務課長補佐稲垣徹業務課施設管理係長永見昭恵総務課庶務係長

### 4 議題

- (1) 委員長選出
- (2) 副委員長選出
- (3) 環境センター処分場の施設概要等及び公害防止計画について

#### 5 会議資料

- ・環境センター処分場の施設概要等(令和6年度版)
- ・環境センター処分場公害防止計画
- 小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会要綱

#### 6 議事内容

櫻井総務課長:本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうござい

ます。会議に先立ちまして、事務局長の竹内より委員の皆様方にごあいさつを申し上げます。

竹内事務局長:あいさつ

櫻井総務課長:事務局の職員につきましては、お手元の委員名簿のとおりでご ざいますのでよろしくお願いいたします。

- 櫻井総務課長:只今より、令和6年度小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会第1回臨時会を開会させていただきます。本日の出席委員は、17名であります。環境センター処分場管理委員会要綱第6条の規定により、会議は成立いたします。今回が初めての委員会ですので正・副委員長が不在であります。よって、事務局長が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。
- 竹内事務局長:それでは、委員長が決まりますまで、私が進行を代わりに務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。改めまして、皆様のお手元にございます次第の2をご覧いただきたいと思います。議題でございます。まず初めに(1)「委員長選出」を議題とさせていただきます。委員長の選出につきましては、小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会要綱第3条第2項に基づきまして、委員の互選により定めることとなっております。選出の方法につきましては、委員による指名推薦とさせていただきたいと思いますが、これにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

- 竹内事務局長:ありがとうございます。指名推薦ということでさせていただきます。委員の皆様から委員長の推薦がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 井上委員:委員長には、これまで処分場の地元区であります林区の区長さんに お願いをしてきた経緯がありますので、松井隆明委員を推薦したいと 思います。

竹内事務局長:ありがとうございました。只今、井上委員から、松井隆明委員

を委員長に推薦ということで、ご発言がありましたが、ほかに推薦は ございませんでしょうか。

(なしの声)

竹内事務局長:ほかに無いようですので、松井隆明委員を委員長とすることに ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

竹内事務局長:ありがとうございます。「異議なし」のお声をいただきました ので、委員長に松井隆明委員が選出されました。松井隆明委員、委員 長席のほうへ移動をお願いいたします。

竹内事務局長:では、改めまして委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

松井委員長:就任あいさつ

竹内事務局長:ありがとうございました。これ以降の取り回しにつきましては、 委員長にお願いをいたします。

松井委員長:それでは、続きまして、(2)「副委員長選出」を議題といたします。本会の副委員長につきましては、小牧岩倉衛生組合環境センター処分場管理委員会要綱第3条第2項において、委員の互選により定めることとなっております。従前より小牧市の市民生活部長にお願いしておりますので、今回につきましても、市民生活部長の入江慎介委員を副委員長に推薦させていただきたいと思います。ほかに副委員長のご推薦はありますでしょうか。

#### (推薦者なし)

松井委員長:ほかに推薦は、無いようですので、小牧市市民生活部長の入江慎 介委員を副委員長に決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

松井委員長:異議なしと認め、小牧市市民生活部長の入江慎介委員を副委員長 に決定いたします。副委員長席へお越しください。

松井委員長:それでは、副委員長からご挨拶をお願いします。

入江副委員長:就任あいさつ

松井委員長:ありがとうございました。続きまして、(3)「環境センター処分場の施設概要等及び公害防止計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

熊﨑業務課長:それでは議題2の(3)環境センター処分場の概要等及び公害防 止計画についてご説明させていただきます。お手元資料1、環境セン ター処分場の施設概要等をご覧ください。初めに、1、小牧市と岩倉 市の令和6年4月1日現在の人口と令和5年度ごみ搬入実績について は、記載のとおりです。続きまして、2、令和5年度、ごみ搬入量の 内訳と、昨年度との増減比較について報告します。①燃やすごみ 38,038.03 、 ②粗大ごみ可燃性 140.89 、 ③粗大ごみ不燃性 1,752.29 トン、④破砕ごみ 2,425.39 トン、⑤埋立ごみ 23.55 トン、合計は 42,380.15 いで、令和4年度比 4.1%の減少になりました。次に、3、 埋立処分場について説明いたします。(1) 埋立処分場の埋立地総面積、 (2) 第1期埋立面積、(3) 第1期実埋立容量は、それぞれ記載のと おりになります。(4) 埋立物は、一般廃棄物(5) 埋立量は、令和5 年度実績で、埋立ごみ 23.55 %、容積換算量は 15.55 ㎡でした。令和 5年度末の埋立残余容量は、70,814.37 m<sup>3</sup>、残余率は 26.45%です。 前年度比で減少したのは、罹災による埋立ごみの減少によるものです。 次に、4、浸出水処理施設について説明させていただきます。(1)処 理能力は、1日100㎡、(2)浸出水の調整槽では、2,700㎡の浸出水 が貯留できます。 (3) 処理方式については、生物処理、凝集沈殿、 砂ろ過処理、活性炭吸着処理後、キレート樹脂吸着処理を用いた高度 処理を行い、(4)処理水の排水につきましては、公共用下水道へ放 流しております。(5) 過去の埋立量の推移グラフでは、平成 27 年度 からガス化溶融施設が稼働し埋立ごみは減少しております。資料の最 下段、環境対策について、処分場の底部は、コンクリートとフェルト マットでゴムシートを挟む5層構造となっています。処分場からの浸 出水は、周辺河川及び地下水の水質汚濁防止を図るため、埋立地を遮

水し浸出水の処理に万全を期しています。続きまして、環境センター 処分場公害防止計画について、説明させていただきます。資料の2を ご覧ください。尚今回、法律の改正および測定箇所の変更があります ので、合わせて説明させていただきます。計画については、小牧岩倉 衛生組合環境センター処分場の環境保全に関する条例第3条に基づく 公害防止計画になります。1、騒音測定につきましては、昼間、朝・ 夕、夜間の時間帯について、記載のとおり基準値が定められ、測定方 法は JIS に基づく方法で、測定回数は年2回です。2、振動測定につ きましては、昼間、夜間の時間帯において、記載のとおり、基準値が 定められ、測定方法は JIS に基づく方法で、測定回数は年2回です。 3、悪臭測定につきましては、1、アンモニアから 22、キシレンま で、それぞれ記載のとおり、基準値が定められています。測定方法は 環境庁告示に定める方法で、測定回数は年2回です。2ページをご覧 ください。4、下水道放流水水質測定につきましては、健康項目の1、 カドミウム及びその化合物から 28、1,4-ジオキサンまでの項目と、 生活環境項目の1、水素イオン濃度から 16、燐含有量までの項目に、 記載のとおり、基準値が定められています。ここで1点目の変更箇所 がございますが、5, 六価クロム化合物について、これまでは資料に 記載のとおり、基準値が1リットルにつき0.05ミリグラム以下で ありましたが、令和6年4月1日より、特定事業者からの下水の水質 基準が 0. 0 2 ミリグラム以下に法律が強化されたことにより、環境 センター処分場公害防止計画についても、国の法律を遵守し、変更い たします。また、このことに関連しまして、地元である林区と池之内 区の協定基準値の変更も併せてさせていただく考えであります。測定 方法は JIS に基づく方法で、月1回、測定場所は下水道放流場所の1 か所で測定します。3ページをご覧ください。5、地下水水質測定に つきましては、人の健康の保護に関する項目1、カドミウムから28、 1,4-ジオキサンまでの項目と、生活環境の保全に関する項目1、水 素イオン濃度から 16、燐までの項目にそれぞれ、記載のとおり基準 値が定められています。測定方法は JIS に基づく方法で、年2回で2 か所を測定します。尚、2点目になりますが、測定箇所の変更がござ いますので、説明させていただきます。表の右端になります、測定箇 所の文言の部分が変更になります。「南側埋立場堰堤の南側において 1ヶ所及び南側敷地南端において1ヶ所」の計2か所から「埋立場北 側堰堤の北側1ヶ所及び埋立場南側堰堤の南側1ヶ所」の計2ヶ所と するものであります。前後しますが、資料の最後のページの図面をご

覧ください。図面に示すように、変更前は、図面の下の方になります が「変更前(測定箇所)」及びそこから少し上の No. 2 と示した 2 ヶ所 で行っておりましたが、変更後は No.2 の部分はそのままで、新たに その上に「No.1 変更後 (測定箇所)」と示した部分になります。尚、 測定箇所数に変更はありません。変更理由といたしまして、現状2か 所の測定箇所のうち、南側の測定箇所は民家に近く、そこから排出さ れる処理水と、処分場からの地下水が混合する可能性があり、愛知県 からも採取場所が不適切ではないかとの指摘を受けたため、それを踏 まえて改めて採取場所の再調査を行い、県とも再度協議の上、今後は 埋立地を挟む形で、採取場所を埋立地の北側1ヶ所及び南側1ヶ 所 に変更しようとするものであります。計画の説明を続けます。戻って いただいて、4ページをご覧ください。6、ダイオキシン類測定につ きましては、地下水No.1、地下水No.2、下水道放流水、土壌について、 それぞれ記載のとおり、基準値が定められています。測定方法は JIS に基づく方法で、測定回数は年1回です。地下水№.1、№.2は、地下 水水質測定場所と同じ、下水道放流水は下水道放流水測定場所と同じ、 土壌の測定場所は水処理施設東側で測定します。次に、7、原水水質 測定につきましては、1、水素イオン濃度から6、電気伝導度までを 測定します。測定方法は JIS に基づく方法で、測定回数は年4回、測 定場所は水処理施設入口1ヶ所になります。Ⅱの公害防止対策として、 1騒音対策、2振動対策、3悪臭対策、4汚水対策、5その他必要と 認められる公害防止対策を、それぞれ実施しています。以上の測定状 況等につきましては、1月から6月までの上半期分を8月に、7月か ら 12 月までの下半期分を、翌年2月に開催される当管理委員会にて、 ご報告する予定であります。以上で説明を終ります

松井委員長:只今の事務局の説明について、ご質問はございませんか。

余語(正)委員:林区の余語正義と言います。測定箇所の変更ですが、これは 県の方からの指導ということでしたが、定期的に県の方に報告でもし てみえるのですか。

熊﨑業務課長:維持管理記録として県に報告しておりますし、ホームページに も掲載しています。

余語(正)委員:これは、環境部局に報告しているのですか。

- 熊﨑業務課長:報告先は、尾張県民事務所になります。あと県の廃棄物対策課 の方に報告が行くと思います。
- 松井委員長:ほかに質問はありませんか。なければ本日の議題については、すべて終了します。

松井委員長:続きまして「その他」について、事務局から何かございませんか。

櫻井総務課長:事務局より1点、次回委員会の予定についてであります。次回 の管理委員会の開催時期でありますが、本年8月上旬を予定しており ます。開催日時が決定次第、皆様にご連絡させていただきますのでよ ろしくお願いいたします。

事務局からは以上であります。

松井委員長:ほかに何かございませんか。なければ、本日予定しておりました 議事を終了します。これをもちまして、令和6年度小牧岩倉衛生組合 環境センター処分場管理委員会第1回臨時会を閉会します。

本日は、お疲れ様でした。